

第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画に係る基本指針について

（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
改正後概要（厚生労働省）の抜粋）

市町村第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画の作成にあたって、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の基本方針から一部改正がありました。新たな成果目標は以下のとおりです。

■国の示す成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

※改正箇所は下線

番号	項目	内容
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	・地域生活移行者数：令和 11（2029）年度末時点で、令和 7（2025）年度末施設入所者数の 6 % 以上 ・施設入所者数：令和 11（2029）年度末時点で、令和 7（2025）年度末時点の 5 % 以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	・心のサポーター数：令和15年度末までに100万以上 【新規】 ・K 6により住民のこころの状態を把握【新規】
3	福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数：令和 6 年度実績の1. 31倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和 6 年度末実績の1. 47倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上 ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82, 000人以上【新規】
4	障害児支援の提供体制の整備等	
4-1	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	・4 つの中核機能を確保：各市町村又は圏域【新規】 ・インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】

4-2	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域
4-3	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各市町村又は圏域
4-4	関係機関との連携体制を確保し、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保	・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
5	地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
6	相談支援体制の充実・強化等	・全ての各市町村において協議会を設置・整備し、基幹相談支援センターが相談支援体制を強化等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞましいセルフプランの件数をゼロとする【新規】
7	障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ※成果目標の設定は県	・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】 ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】 ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施
8	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築